（別紙）

北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設整備型、排水対策特別型、基幹水利施設保全型、低炭素農業水利システム構築型、洪水調節機能強化型、畑作等推進支援水利再編型）実施事務取扱要領の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設整備型、排水対策特別型、基幹水利施設保全型、低炭素農業水利システム構築型、洪水調節機能強化型、畑作等推進支援水利再編型）実施事務取扱要領 制定　平成30年4月4日付け農地第12号　農政部長通知 最終改正　令和5年（2023年）10月25日付け農地第338号　農政部長通知 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設整備型、排水対策特別型、基幹水利施設保全型、低炭素農業水利システム構築型、洪水調節機能強化型、畑作等推進支援水利再編型）（以下「本事業」という。）の実施等については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）並びに農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知。）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知。以下「交付金要領」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによるものとする。	**北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設整備型、排水対策特別型、基幹水利施設保全型、洪水調節機能強化型）実施事務取扱要領** 制定　平成30年4月4日付け農地第12号　農政部長通知 最終改正　令和3年（2021年）6月1日付け農地第96号　農政部長通知 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設整備型、排水対策特別型、基幹水利施設保全型、洪水調節機能強化型）（以下「本事業」という。）の実施等については、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）並びに農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知。）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知。以下「交付金要領」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによるものとする。

改正後	現行
第１　対象事業 １　基幹水利施設整備型 要領別紙１（水利施設整備事業に係る運用）（以下「運用」という。）の第２の１及び交付金要領別紙２の運用１（水利施設等整備事業）（以下「交付金運用」という。）の第１の１に定める事業を対象とする。 ２　排水対策特別型 運用第２の５及び交付金運用第１の５に定める事業を対象とする。 ３　基幹水利施設保全型 運用第２の６及び交付金運用第１の６に定める事業を対象とする。 ４　低炭素農業水利システム構築型 運用第２の８に定める事業を対象とする。 ５　洪水調節機能強化型 運用第２の９に定める事業を対象とする。 (1)　洪水対策型 (2)　流域治水推進型 ６　畑作等推進支援水利再編型 運用第２の 11 に定める事業を対象とする。	第１　対象事業 １　基幹水利施設整備型 要領別紙１（水利施設整備事業に係る運用）（以下「運用」という。）の第２の１及び交付金要領別紙２の運用１（水利施設等整備事業）（以下「交付金運用」という。）の第１の１に定める事業を対象とする。 ２　排水対策特別型 運用第２の５及び交付金運用第１の５に定める事業を対象とする。 ３　基幹水利施設保全型 運用第２の６及び交付金運用第１の６に定める事業を対象とする。 （新設） ４　洪水調節機能強化型 運用第２の８に定める事業を対象とする。 （追加） （新設）
第２　事業実施主体 １　第１の１から３まで、５の(2)及び６に定める事業実施主体は、北海道とする。ただし、第１の３を基幹水利施設管理事業と一体的に実施（以下「一体管理」という。）する場合の事業実施主体は、市町村とする。 ２　第１の４及び５の(1)に定める事業実施主体は、北海道、市町村、土地改良区又は土地改良区連合とする。	第２　事業実施主体 １　第１の１、２及び３に定める事業実施主体は、北海道とする。ただし、第１の３を基幹水利施設管理事業と一体的に実施（以下「一体管理」という。）する場合の事業実施主体は、市町村とする。 ２　第１の４に定める事業実施主体は、北海道、市町村、土地改良区、土地改良区連合とする。

改正後	現行
第３　実施方針の策定 農政部長は、第１の３を実施するにあたり運用第４の６の（２）による「実施方針」を策定するものとする。 １　対象施設 事業の対象となる道営造成施設は、次の全ての要件を満たすものとする。 (1)　道営土地改良事業により造成され、市町村、土地改良区、土地改良区連合その他知事が適当と認める者（以下「市町村等」という。）が管理している基幹的水利施設（土地改良法施行令第 50 条第１項第１号の２に規定する要件を満たす施設）であること。 (2)　実施方針の策定または見直しを行おうとする年度における標準耐用残年数がおおむね 10 年（塩害・凍害・水質障害等の不利な立地条件にある施設はおおむね 20 年）以内の施設であること。 (3)　施設の機能不全に起因して、維持管理に支障を来しているため機能回復を図る必要のある施設であること。 ２　市町村等との協議 「実施方針」の策定に当たっては、知事は、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）を経由して１の要件を満たす施設を管理する市町村等と協議(別記様式第１号及び第２号）するものとする。 （削除） （削除）	（第３と第４を統合） 第３　施設の選定等 １　基幹水利施設保全型 運用第４の６の(2)の「事業の対象となる都道府県営造成施設」は、次の全ての要件を満たすものとする。 (1)　道営土地改良事業により造成され、市町村、土地改良区、土地改良区連合その他知事が適当と認める者（以下「市町村等」という。）が管理している基幹的水利施設（土地改良法施行令第 50 条第１項第１号の２に規定する要件を満たす施設）であること。 (2)　実施方針の策定または見直しを行おうとする年度における標準耐用残年数がおおむね 10 年（塩害・凍害・水質障害等の不利な立地条件にある施設はおおむね 20 年）以内の施設であること。 (3)　施設の機能不全に起因して、維持管理に支障を来しているため機能回復を図る必要のある施設であること。 第４　市町村等との協議 １　基幹水利施設保全型 運用第４の６の(2)の「実施方針」の策定に当たっては、知事は、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）を経由して第３の要件を満たす施設を管理する市町村等と協議(別記様式第１号及び第２号）するものとする。

改正後	現行
第４　事業の施行申請等 （削除） （削除）	第５　事業の施行申請等 １　基幹水利施設整備型 (1)　施行申請者は、市町村等とする。 (2)　施行申請者が土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）の場合には、事業実施に関する事項について当該土地改良区等の総会又は総代会（以下「総会等」という。）の議決を経なければならない。 (3)　施行申請者は、施行申請書（別記様式第３号）に、次に掲げるアとイ（施行申請者が土地改良区等の場合には、アからウ）の書類を添付し、総合振興局長等に提出するものとする。 ア　事業費の負担区分及び負担金の納入方法等を記載した書面（別記様式第５号） イ　負担金納入についての確約を証する書面（別記様式第６号） ウ　事業実施に係る議決があったことを証する書面 (4)　事業の施行申請者は、(3)の施行申請書を事業の採択を希望する年度の前年度の９月末日までに総合振興局長等に提出するものとする。 (5)　総合振興局長等は、(3)により提出のあった施行申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を施行申請者に通知するものとする。 ２　排水対策特別型 (1)　施行申請者は、市町村等とする。 (2)　施行申請者が土地改良区等の場合には、事業実施に関する事項について当該土地改良区等の総会等の議決を経なければならない。 (3)　施行申請者は、施行申請書（別記様式第３号）に、次に掲げるアからウ（施行申請が土地改良区等の場合には、アからエ）の書類を添付し、総合振興局長等に提出するものとする。 ア　事業実施地区の水田の利活用計画 イ　事業費の負担区分及び負担金の納入方法等を記載した書面（別記様式第５号） ウ　負担金納入についての確約を証する書面（別記様式第６号） エ　事業実施に係る議決があったことを証する書面

改正後	現行
1　基幹水利施設保全型 (1)　運用第２の６の(2)(対策工事)のうち、国営造成施設に係るものを実施する場合 ただし、一体管理する場合を除く（予算補助：道営ハード） ア　施行申請者は、市町村とする。 イ　施行申請者は、事業採択申請書（別記様式第 16 号）に保全整備事業計画書（運用の別記様式第５号）及び機能保全計画の概要（運用の別記様式第６号）を添えて、事業の採択を希望する年度の前年度の９月末日までに総合振興局長等に提出するものとする。 ウ　総合振興局長等は前項の事業採択申請書を審査し、適当と認めるときは、10 月末日までに事業採択申請書（別記様式第 17 号）により農政部長に提出するものとする。 (2)　運用第２の６の(2)(対策工事)のうち、国営造成施設に係るものを一体管理する場合（予算補助：団体営（市町村）ハード） ア　事業実施主体は、事業採択申請書（別記様式第 16 号）に保全整備事業計画書（運用の別記様式第５号）、機能保全計画の概要（運用の別記様式第６号）及び基幹水利施設管理強化計画を添えて、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末までに総合振興局長等を経由し、知事へ提出するものとする。 (3)　運用第２の６の(2)（対策工事）のうち道営造成施設に係るものを実施する場合（予算補助：道営ハード、ソフト） ア　施行申請者は、市町村とする。 （削除） イ　施行申請者は、施行申請書（別記様式第３号）に、次に掲げる（ア）から（エ）の必要書類を添付し、総合振興局長等に提出するものとする。	(4)　事業の施行申請者は、(3)の施行申請書を事業の採択を希望する年度の前年度の９月末日までに総合振興局長等に提出するものとする。 (5)　総合振興局長等は、(3)により提出のあった施行申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を施行申請者に通知するものとする。 3　基幹水利施設保全型 (1)　運用第２の６の(2)(対策工事)のうち、国営造成施設に係るものを実施する場合 ただし、一体管理する場合を除く ア　施行申請者は、市町村等とする。 イ　施行申請者は、事業採択申請書（別記様式第 16 号）に保全整備事業計画書（運用の別記様式第５号）及び機能保全計画の概要（運用の別記様式第６号）を添えて、事業の採択を希望する年度の前年度の９月末日までに総合振興局長等に提出するものとする。 ウ　総合振興局長等は前項の事業採択申請書を審査し、適当と認めるときは、10 月末日までに事業採択申請書（別記様式第 17 号）により農政部長に提出するものとする。 (2)　運用第２の６の(2)(対策工事)のうち、国営造成施設に係るものを一体管理する場合 ア　事業実施主体は、事業採択申請書（別記様式第 16 号）に保全整備事業計画書（運用の別記様式第５号）、機能保全計画の概要（運用の別記様式第６号）及び基幹水利施設管理強化計画を添えて、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末までに総合振興局長等を経由し、知事へ提出するものとする。 (3)　運用第２の６の(2)（対策工事）のうち道営造成施設に係わるものを実施する場合 ア　施行申請者は、市町村等とする。 イ　施行申請者が土地改良区等の場合には、事業実施に関する事項について当該土地改良区等の総会等の議決を経なければならない。 ウ　施行申請者は、施行申請書（別記様式第３号）に、次に掲げる（ア）から（ウ）（施行申請者が土地改良区等の場合には、（ア）から（オ））までの書類を添付し、総合振興局長等に提出するものとする。ただし、機能保全計画策定の場合はオを除く。

改正後	現行
（ア）　計画概要書（機能保全計画策定の場合は別記様式第４－１号、対策工事の場合は４－２号）	（ア）　計画概要書（機能保全計画策定の場合は別記様式第４－１号、対策工事の場合は４－２号）
（イ）　事業費の負担区分及び負担金の納入方法等を記載した書面（別記様式第５号）	（イ）　事業費の負担区分及び負担金の納入方法等を記載した書面（別記様式第５号）
（ウ）　負担金納入についての確約を証する書面（別記様式第６号）	（ウ）　負担金納入についての確約を証する書面（別記様式第６号）
（削除）	（エ）　事業実施に係る議決があったことを証する書面
（エ）　造成施設の維持管理についての内諾を証する書面（別記様式第 15 号）	（オ）　造成施設の維持管理についての内諾を証する書面（別記様式第 15 号）
ウ　施行申請者は、イの施行申請書を事業の採択を希望する年度の前年度の９月末日までに総合振興局長等に提出するものとする。	エ　事業の施行申請者は、ウの施行申請書を事業の採択を希望する年度の前年度の９月末日までに総合振興局長等に提出するものとする。
エ　総合振興局長等は、イにより提出のあった施行申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を施行申請者に通知するものとする。	オ　総合振興局長等は、ウにより提出のあった施行申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を施行申請者に通知するものとする。
２　低炭素農業水利システム構築型（予算補助：道営ハード）	（新設）
(1)　施行申請者は、市町村とする。	
(2)　施行申請者は、施行申請書（別記様式第３号）に、次に掲げるアからオの必要書類を添付し、総合振興局長等に提出するものとする。	
ア　低炭素排出土地改良施設整備計画（以下「低炭素計画」という。）（運用の別記様式 12 号）	
イ　機能保全計画の概要（運用の別記様式第６号）（長寿命化対策を併せて行う場合）	
ウ　省エネルギー化対策実施計画（運用の別記様式第 13 号）（農業水利施設省エネルギー化支援事業を行うときであって、アに代えることができる）	
エ　事業費の負担区分及び負担金の納入方法等を記載した書面（別記様式第５号）	
オ　負担金納入についての確約を証する書面（別記様式第６号）	
(3)　施行申請者は、(2)の施行申請書を事業の採択を希望する年度の前年度の９月末日までに総合振興局長等に提出するものとする。	
(4)　総合振興局長等は、(2)により提出のあった施行申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を施行申請者に通知するものとする。	
３　低炭素農業水利システム構築型（予算補助：団体営ハード、ソフト）	（新設）
(1)　事業実施主体は、事業採択申請書（別記様式第９号）に水利施設等保全高度化整備計画（要領の様式 1）及び低炭素排出土地改良施設整備計画（運用の別記様式 12 号）を添えて、	

改正後	現行
事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末までに総合振興局長等を経由し、知事へ提出するものとする。 　また、長寿命化対策を併せて行う場合については、機能保全計画の概要（運用の別記様式第６号）を添えるものとする。 (2)　農業水利施設省エネルギー化支援事業を行うときは、省エネルギー化対策実施計画（運用の別記様式第 13 号）を作成し(1)と併せて提出するものとする。（この場合、(1)の低炭素計画に代えることができる。） 4　洪水調節機能強化型（洪水対策型）（予算補助：団体営ハード） (1)　事業実施主体は、事業採択申請書（別記様式第９号）に水利施設等保全高度化整備計画（要領の様式 1）及び洪水調節機能強化計画（運用の別記様式 14 号）を添えて、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末までに総合振興局長等を経由し、知事へ提出するものとする。 （削除） （削除） 5　２の事業及び国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）と一体的に農業水利施設省エネルギー化支援事業を実施する場合は、次のとおりとする。 (1)　事業実施主体は、当該事業の助成を希望する年度の前年度の３月末までに次に掲げる書類を添えて農業水利施設省エネルギー化支援事業実績報告書（別記様式第 27 号）を総合振興局長等に提出するものとする。 　ア　農業水利施設省エネルギー化支援事業実績書（別記様式第 28 号） 　イ　農業水利施設省エネルギー化支援事業の助成に係る使途計画書（別記様式 29 号） (2)　総合振興局長等は(1)の報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、４月末日までに農政部長に報告するものとする。	4　洪水調節機能強化型を実施する場合 (1)　施行申請者は、事業採択申請書（別記様式第９号）に水利施設等保全高度化整備計画（要領の様式 1）及び洪水調節機能強化計画（運用の別記様式 12 号）を添えて、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末までに総合振興局長等を経由し、知事へ提出するものとする。 (2)　施行申請者が土地改良区等の場合には、事業実施に関する事項について当該土地改良区等の総会等の議決を経なければならない。 (3)　なお、北海道以外が事業実施主体となる場合は、前項(1)および(2)の「施行申請者」を「事業実施主体」と読み替える。 （新設）

改正後	現行
第５　計画の作成及び決定 １　排水対策特別型（法律補助） (1)　総合振興局長等は、法第 86 条第１項の規定により施行申請書の内容を適当と認めたときは、「水田の利活用計画」の作成を行うものとする。 (2)　総合振興局長等は、事業を実施しようとする場合は、施行申請者と協議（別記様式第７号及び第８号）の上、水田の利活用計画を決定し、計画図面（一般平面図）を添えて事業採択申請書（別記様式第９号）により、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末日までに農政部長に提出するものとする。 ２　基幹水利施設保全型のうち一体管理を除く（法律、予算補助） (1)　総合振興局長等は、法第 86 条第１項又は第４の１の(3)の規定により施行申請書の内容を適当と認めたときは、保全整備事業計画書（運用の別記様式第５号）の作成を行うものとする。 (2)　総合振興局長等は、事業を実施しようとする場合は、施行申請者と協議（別記様式第７号及び第８号）の上、保全整備事業計画書（運用の別記様式第５号）を決定し、計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）、及び機能保全計画の概要（運用の別記様式第６号）、これに加え法律補助として実施する場合には、事業計画の概要（運用の別記様式第７号）を添えて、事業採択申請書（別記様式第９号）により、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末日までに農政部長に提出するものとする。 ３　低炭素農業水利システム構築型（法律、予算補助） (1)　総合振興局長等は、法第 86 条第１項又は第４の２の(4)の規定により施行申請書の内容を適当と認めたときは、低炭素計画の作成を行うものとする。 (2)　総合振興局長等は、事業を実施しようとする場合は、施行申請者と協議（別記様式第７号及び第８号）の上、低炭素計画を決定し、また、長寿命化対策を併せて行う場合は機能保全計画の概要及び計画図面（一般平面図）を添えて事業採択申請書（別記様式第９号）により、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末日までに農政部長に提出するものとする。	第６　計画の作成及び決定 １　基幹水利施設保全型のうち一体管理を除く (1)　総合振興局長等は、第５の３の(1)又は(3)の規定により施行申請書の内容を適当と認めたときは、保全整備事業計画書（運用の別記様式第５号）の作成を行うものとする。 (2)　総合振興局長等は、事業を実施しようとする場合は、施行申請者と協議（別記様式第７号及び第８号）の上、保全整備事業計画書（運用の別記様式第５号）を決定し、計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）、及び機能保全計画の概要（運用の別記様式第６号）、これに加え法律補助として実施する場合には、事業計画の概要（運用の別記様式第７号）を添えて、事業採択申請書（別記様式第９号）により、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末日までに農政部長に提出するものとする。 ２　排水対策特別型 (1)　総合振興局長等は、第５の２の規定により施行申請書の内容を適当と認めたときは、「水田の利活用計画」の作成を行うものとする。 (2)　総合振興局長等は、事業を実施しようとする場合は、施行申請者と協議（別記様式第７号及び第８号）の上、水田の利活用計画を決定し、計画図面（一般平面図）を添えて事業採択申請書（別記様式第９号）により、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末日までに農政部長に提出するものとする。 （新規）

改正後	現行
4　洪水調節機能強化型（流域治水推進型）（法律補助） (1)　総合振興局長等は、法第 86 条第１項の規定により施行申請書の内容を適当と認めたときは、流域治水推進整備計画（運用の別記様式第 15 号）の作成を行うものとする。 (2)　総合振興局長等は、事業を実施しようとする場合は、施行申請者と協議（別記様式第７号及び第８号）の上、流域治水推進整備計画を決定し、計画図面（一般平面図）を添えて事業採択申請書（別記様式第９号）により、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末日までに農政部長に提出するものとする。	（新規）
5　畑作等推進支援水利再編型（法律補助） (1)　総合振興局長等は、法第 86 条第１項の規定により施行申請書の内容を適当と認めたときは、作付転換整備計画（運用の別記様式 18 号）の作成を行うものとする。 (2)　総合振興局長等は、事業を実施しようとする場合は、施行申請者と協議（別記様式第７号及び第８号）の上、作付転換整備計画を決定し、計画図面（一般平面図）を添えて事業採択申請書（別記様式第９号）により、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末日までに農政部長に提出するものとする。	（新規）
6　前項以外を実施する場合 総合振興局長等は、事業を実施しようとする場合は、施行申請者と協議（別記様式第７号及び第８号）の上、計画図面（一般平面図）を添えて、事業採択申請書（別記様式第９号）により、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末日までに農政部長に提出するものとする。	3　前項以外を実施する場合 総合振興局長等は、事業を実施しようとする場合は、施行申請者と協議（別記様式第７号及び第８号）の上、計画図面（一般平面図）を添えて、事業採択申請書（別記様式第９号）により、事業の採択を希望する年度の前年度の 10 月末日までに農政部長に提出するものとする。
第6　事業の採択 1　北海道が事業実施主体となり事業を実施する場合 (1)　農政部長は、第5の１の(2)、２の(2)、３の(2)、４の(2)、５の(2)及び６の規定により提出のあった事業採択申請を適当と認めるときは、事業の採択を総合振興局長等に通知（別記様式第 18 号）するものとする。 (2)　総合振興局長等は、前項の規定により採択通知を受けたときは、遅滞なくその旨を施行申請者に通知（別記様式第 19 号）するものとする。	第7　事業の採択 1　北海道が事業実施主体となり事業を実施する場合 (1)　農政部長は、第6の１の(2)及び２の(2)及び３の規定により提出のあった事業採択申請を適当と認めるときは、事業の採択を総合振興局長等に通知（別記様式第 18 号）するものとする。 (2)　総合振興局長等は、前項の規定により採択通知を受けたときは、遅滞なくその旨を施行申請者に通知（別記様式第 19 号）するものとする。

改正後	現行
2　北海道以外の者が事業実施主体となり事業を実施する場合 知事は、要綱第７の２の規定により採択通知を受けたときは、その旨総合振興局長等を経由し、事業実施主体へ通知（別記様式第 19 号）するものとする。	2　北海道以外の者が事業実施主体となり事業を実施する場合 知事は、要綱第７の２の規定により採択通知を受けたときは、その旨総合振興局長等を経由し、事業実施主体へ通知（別記様式第 19 号）するものとする。
第７　費用の負担 総合振興局長等は、事業の実施に要する費用の一部を事業により利益を受けるものに負担させるものとする。	第８　費用の負担 総合振興局長等は、事業の実施に要する費用の一部を事業により利益を受けるものに負担させるものとする。
第８　計画の変更 1　基幹水利施設保全型のうち機能保全計画の策定（国営造成施設に係るものを除く）（予算補助） (1)　運用第６の規定による計画の変更を行うときは、総合振興局長等は変更後の保全整備事業計画書を作成し、あらかじめ施行申請者と協議（別記様式第 10 号及び第 11 号）を了するものとする。 (2)　総合振興局長等は、計画の変更を行う場合、手続を開始する前にその変更内容について農政部長と協議（別記様式第 12 号）するものとする。 (3)　農政部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を検討し回答（別記様式第 13 号）を行うものとする。 (4)　総合振興局長等は協議の回答を受けた後、施行申請者の同意を得て、保全整備事業計画書の変更を確定するものとする。この場合、施行申請者は、計画の変更内容に該当する第４の１の(3)のイの（イ）及び（ウ）までの書類を総合振興局長等に提出するものとする。 (5)　総合振興局長等は、前項により保全整備事業計画書の変更が確定した後、速やかに農政部長に報告するものとする。 2　基幹水利施設保全型のうち対策工事（一体管理を除く）（予算補助） (1)　運用第６の規定による計画の変更を行うときは、施行申請者は計画変更承認申請書（別記様式第 20 号）に変更後の保全整備事業計画書を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。	第９　計画の変更 1　基幹水利施設保全型のうち機能保全計画の策定（国営造成施設に係わるものを除く） (1)　運用第６の規定による計画の変更を行うときは、総合振興局長等は変更後の保全整備事業計画書を作成し、あらかじめ施行申請者と協議（別記様式第 10 号及び第 11 号）を了するものとする。 (2)　総合振興局長等は、計画の変更を行う場合、手続を開始する前にその変更内容について農政部長と協議（別記様式第 12 号）するものとする。 (3)　農政部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を検討し回答（別記様式第 13 号）を行うものとする。 (4)　総合振興局長等は協議の回答を受けた後、施行申請者の同意を得て、保全整備事業計画書の変更を確定するものとする。この場合、施行申請者は、計画の変更内容に該当する第５の３の(3)のウの（イ）及び（ウ）（施行申請者が土地改良区等の場合には、（イ）から（エ））までの書類を総合振興局長等に提出するものとする。 (5)　総合振興局長等は、前項により保全整備事業計画書の変更が確定した後、速やかに農政部長に報告するものとする。 2　基幹水利施設保全型のうち対策工事（一体管理を除く） (1)　運用第６の規定による計画の変更を行うときは、施行申請者は計画変更承認申請書（別記様式第 20 号）に変更後の保全整備事業計画書を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

改正後	現行
(2)　前項の計画変更承認申請書を受けた総合振興局長等は、当該計画を適当と認めるときは、計画変更承認通知書（別記様式第 21 号）により施行申請者に通知するものとする。 　なお、この場合、総合振興局長等は、あらかじめ農政部長と協議（別記様式第 22 号及び第 23 号）するものとする。	(2)　前項の計画変更承認申請書を受けた総合振興局長等は、当該計画を適当と認めるときは、計画変更承認通知書（別記様式第 21 号）により施行申請者に通知するものとする。 　なお、この場合、総合振興局長等は、あらかじめ農政部長と協議（別記様式第 22 号及び第 23 号）するものとする。
(3)　総合振興局長等は、前項の承認を行ったときは、計画変更承認報告書（別記様式第 24 号）に変更後の保全整備事業計画書を添えて、農政部長に報告するものとする。	(3)　総合振興局長等は、前項の承認を行ったときは、計画変更承認報告書（別記様式第 24 号）に変更後の保全整備事業計画書を添えて、農政部長に報告するものとする。
3　基幹水利施設保全型のうち対策工事（一体管理）（予算補助）	3　基幹水利施設保全型のうち対策工事（一体管理）
(1)　市町村が運用第６の規定による計画の変更を行うときは、計画変更承認申請書（別記様式第 20 号）に変更後の保全整備事業計画書（運用の別記様式第５号）を添えて、総合振興局長等を経由し知事に提出するものとする。	(1)　事業実施主体が運用第６の規定による計画の変更を行うときは、計画変更承認申請書（別記様式第 20 号）に変更後の保全整備事業計画書（運用の別記様式第５号）を添えて、総合振興局長等を経由し知事に提出するものとする。
(2)　知事は、前項の規定による変更を適当と認めるときは、計画変更承認通知書（別記様式第 21 号）により、総合振興局長等を経由し市町村へ通知するものとする。	(2)　知事は、前項の規定による変更を適当と認めるときは、計画変更承認通知書（別記様式第 21 号）により、総合振興局長等を経由し市町村へ通知するものとする。
4　低炭素農業水利システム構築型のうち、事業実施主体が北海道以外の場合（予算補助） (1)　事業実施主体が運用第６の規定による計画の変更を行うときは、計画変更承認申請書（別記様式第 20 号）に変更後の水利施設等保全高度化計画（要領の様式１）及び低炭素計画又は省エネルギー化対策実施計画を添えて、総合振興局長等を経由し知事に提出するものとする。 (2)　知事は、前項の規定による変更を適当と認めるときは、計画変更承認通知書（別記様式第 21 号）により、総合振興局長等を経由し事業実施主体へ通知するものとする。	（新規）
5　洪水調節機能強化型（洪水対策型）のうち、事業実施主体が北海道以外の場合（予算補助） (1)　事業実施主体が運用第６の規定による計画の変更を行うときは、計画変更承認申請書（別記様式第 20 号）に変更後の水利施設等保全高度化整備計画（要領の様式 1）及び洪水調節機能強化計画（運用の別記様式 12 号）を添えて、総合振興局長等を経由し知事に提出するものとする。 (2)　知事は、前項の規定による変更を適当と認めるときは、計画変更承認通知書（別記様式第 21 号）により、総合振興局長等を経由し事業実施主体へ通知するものとする。	4　洪水調節機能強化型のうち、事業実施主体が北海道以外の場合 (1)　事業実施主体が運用第６の規定による計画の変更を行うときは、計画変更承認申請書（別記様式第 20 号）に変更後の水利施設等保全高度化整備計画（要領の様式 1）及び洪水調節機能強化計画（運用の別記様式 12 号）を添えて、総合振興局長等を経由し知事に提出するものとする。 (2)　知事は、前項の規定による変更を適当と認めるときは、計画変更承認通知書（別記様式第 21 号）により、総合振興局長等を経由し事業実施主体へ通知するものとする。

改正後	現行
6　前項以外を実施する場合（法律補助） (1)　総合振興局長等は、排水対策特別型にあっては変更後の水田の利活用計画、低炭素農業水利システム構築型にあっては変更後の低炭素計画、洪水調節機能強化型（流域治水推進型）にあっては変更後の水調節機能強化計画、畑作等推進支援水利再編型にあっては変更後の作付転換整備計画を作成し、あらかじめ施行申請者と協議（別記様式第10号及び第11号）を了するものとする。 (2)　総合振興局長等は、計画の変更を行う場合、手続を開始する前にその変更内容について農政部長と協議（別記様式第12号）するものとする。 (3)　農政部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を検討し回答（別記様式第13号）を行うものとする。 (4)　総合振興局長等は協議の回答を受けた後、施行申請者の同意を得て、排水対策特別型にあっては水田の利活用計画、低炭素農業水利システム構築型にあっては変更後の低炭素計画、洪水調節機能強化型（流域治水推進型）にあっては変更後の水調節機能強化計画、畑作等推進支援水利再編型にあっては作付転換整備計画の変更を確定するものとする。 (5)　総合振興局長等は、前項により計画の変更が確定した後、速やかに農政部長に報告するものとする。 7　北海道が事業実施主体となり、事業を実施する場合 (1)　総合振興局長等は計画の変更を行うときは、その内容について「農業農村整備事業推進連絡会議の設置について（平成12年11月21日付け計画第1230号農村計画課長ほか通知）」の定めによる「農業農村整備事業推進連絡会議」において検討及び調整の上、変更内容を定めるものとする。 第9　施行申請者との協議調整及び機能保全計画の送付 1　基幹水利施設保全型（機能保全計画の策定） (1)　機能診断の実施及び機能保全計画の策定に当たっては、総合振興局長等は、施設管理者の意見の聴取等を行い、協議調整を図るものとする。 (2)　総合振興局長等は、機能保全計画（運用の別記様式第1号）策定後、当該計画を施行申請者に通知するものとする。	5　前項以外を実施する場合 (1)　総合振興局長等は、排水対策特別型にあっては変更後の水田の利活用計画を作成し、あらかじめ施行申請者と協議（別記様式第10号及び第11号）を了するものとする。 (2)　総合振興局長等は、計画の変更を行う場合、手続を開始する前にその変更内容について農政部長と協議（別記様式第12号）するものとする。 (3)　農政部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を検討し回答（別記様式第13号）を行うものとする。 (4)　総合振興局長等は協議の回答を受けた後、施行申請者の同意を得て、排水対策特別型にあっては水田の利活用計画の変更を確定するものとする。この場合、施行申請者は、排水対策特別型にあっては計画の変更内容に該当する第５の２の(3)のアからエまでの書類を総合振興局長等に提出するものとする。 (5)　総合振興局長等は、前項により計画の変更が確定した後、速やかに農政部長に報告するものとする。 6　前項１から５のうち北海道が事業実施主体となり、事業を実施する場合 (1)　運用第６の規定による計画の変更を行うときは、総合振興局長等はその内容について「農業農村整備事業推進連絡会議の設置について（平成12年11月21日付け計画第1230号農村計画課長ほか通知）」の定めによる「農業農村整備事業推進連絡会議」において検討及び調整の上、変更内容を定めるものとする。 第10　施行申請者との協議調整及び機能保全計画の送付 1　基幹水利施設保全型（機能保全計画の策定） (1)　機能診断の実施及び機能保全計画の策定に当たっては、総合振興局長等は、施設管理者の意見の聴取等を行い、協議調整を図るものとする。 (2)　総合振興局長等は、機能保全計画（運用の別記様式第１号）策定後、当該計画を施行申請者に通知するものとする。

改正後	現行
第10　財産の譲与等 　総合振興局長等は、事業により取得した土地改良財産又は改築工事等によって生ずる施設については、北海道有土地改良財産の譲与に関する条例(昭和37年4月9日付け北海道条例第30号）に基づき、施行申請者に譲与又は引き継ぐものとする。	第11　財産の譲与等 　総合振興局長等は、事業により取得した土地改良財産又は改築工事等によって生ずる施設については、北海道有土地改良財産の譲与に関する条例(昭和37年4月9日付け北海道条例第30号）に基づき、施行申請者に譲与又は引き継ぐものとする。
第11　関係法令との調整 　事業実施に関係する他法令との調整は、原則として施行申請者（北海道以外の者が事業実施主体の場合は事業実施主体）が行うものとする。	第12　関係法令との調整 　事業実施に関係する他法令との調整は、原則として施行申請者（北海道以外の者が事業実施主体の場合は事業実施主体）が行うものとする。
第12　助成 1　北海道以外の者が事業実施主体の場合 　道は、事業の実施に要する経費について、北海道補助金等交付規則（昭和47年4月1日北海道規則第34号）及び農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）の定めるところにより市町村等に補助するものとする。	第13　助成 1　北海道以外の者が事業実施主体の場合 　道は、事業の実施に要する経費について、北海道補助金等交付規則（昭和47年4月1日北海道規則第34号）及び農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）の定めるところにより市町村等に補助するものとする。
第13　報告 1　排水対策特別型においては、総合振興局長等は事業完了後速やかに水田利活用実績報告書（運用の別記様式第20号）により実施年度の翌年度の5月15日までに農政部長に報告するものとする。 2　基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、総合振興局長等は当該年度における事業の実施結果について、事業実績報告書（別記様式第14号）により実施年度の翌年度の5月15日までに農政部長に報告するものとする。 3　洪水調節機能強化型のうち流域治水推進型においては、総合振興局長等は達成状況報告書（運用の別記様式第22号）により流域治水推進計画に定める目標年度の翌年度の5月15日までに農政部長に報告するものとする。	第14　報告 1　排水対策特別型においては、事業完了後速やかに水田利活用実績報告書（運用の別記様式第16号）により実施年度の翌年度の5月15日までに農政部長に報告するものとする。 2　基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、総合振興局長等は当該年度における事業の実施結果について、事業実績報告書（別記様式第14号）により実施年度の翌年度の5月15日までに農政部長に報告するものとする。 （新規）

改正後	現行
4　低炭素農業水利システム構築型において、農業水利施設省エネルギー化支援事業を行う場合、事業実施主体は達成状況報告書（運用の別記様式第 23 号）により省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のために整備した農業水利施設等の供用開始年度から４年度経過後の翌年度の５月 15 日までに総合振興局長等を経由し、農政部長に報告するものとする。	（新規）
5　畑作等推進支援水利再編型においては、総合振興局長等は達成状況報告書（運用の別記様式 25 号）により作付転換整備計画に定める目標年度の３月 10 日までに農政部長に報告するものとする。	（新規）
6　北海道以外の者が事業実施主体となり実施する場合 (1)　事業実施主体は、当該年度における事業（法律補助を除く）の実施結果について、事業実績報告書（別記様式第 25 号）により実施年度の翌年度の４月末日までに総合振興局長等に報告するものとする。 (2)　総合振興局長等は前項の報告を受けたときは、事業実績報告書（別記様式第 26 号）により農政部長に実施年度の翌年度の５月 15 日までに報告するものとする。	3　北海道以外の者が事業実施主体となり実施する場合 (1)　市町村等は、当該年度における事業（法律補助を除く）の実施結果について、事業実績報告書（別記様式第 25 号）により実施年度の翌年度の４月末日までに総合振興局長等に報告するものとする。 (2)　総合振興局長等は前項の報告を受けたときは、事業実績報告書（別記様式第 26 号）により農政部長に実施年度の翌年度の５月 15 日までに報告するものとする。

改正後	現行
別記様式第１号 番　　号 年　月　日 市町村等の長　様 （〇〇（総合）振興局長経由） 北海道知事 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）の実施について（協議） 貴（市町村等）が管理する次の道営造成施設については、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第３の１に規定する「事業の対象となる道営造成施設」となりますので、〇〇年度までにおける本事業の実施について、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第３の２に基づき協議します。 記 対象施設名　　〇〇〇 （〇〇部〇〇局〇〇課〇〇係）	別記様式第１号 番　　号 年　月　日 市町村等の長　様 （〇〇総合振興（振興）局長経由） 北海道知事 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）の実施について（協議） 貴（市町村等）が管理する次の道営造成施設については、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第３の１に規定する「事業の対象となる都道府県営造成施設」となりますので、〇〇年度までにおける本事業の実施について、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第４に基づき協議します。 記 対象施設名　　〇〇〇 （〇〇部〇〇局〇〇課〇〇係）

改正後	現行
別記様式第２号 番　　号 年　月　日 北海道知事　様 （○○（総合）振興局長経由） 市町村等の長 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）の実施について（回答） 以下省略	別記様式第２号 番　　号 年　月　日 北海道知事　様 （○○総合振興（振興）局長経由） 市町村等の長 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）の実施について（回答） 以下省略

改正後	現行
別記様式第３号 番　　号 年　月　日 ○○（総合）振興局長　様 市町村の長 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）の施行について(申請) ○○地区において、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）を施行されたく、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第４の規定に基づき、次の書類を添えて申請します。 記 １　計画概要書（別記様式第４－１号、４－２号）※1 ２　事業費の負担区分及び負担金の納入方法等を記載した書面（別記様式第５号） ３　負担金納入についての確約を証する書面（別記様式第６号） （削除） ４　造成施設の維持管理についての内諾を証する書面（別記様式第 15 号）※2 ５　低炭素排出土地改良施設整備計画（運用の別記様式 12 号）※3 ６　機能保全計画の概要（運用の別記様式第６号）（長寿命化対策を併せて行う場合）※3 ７　省エネルギー化対策実施計画（運用の別記様式第 13 号）（農業水利施設省エネルギー化支援事業を行うときであって、５に代えることができる）※3 （削除） ※1 基幹水利施設保全型の場合に添付すること。 （削除） ※2 基幹水利施設保全型（運用第２の６の(1)を除く）） ※3 低炭素農業水利システム構築型の場合に添付すること 注　不要な文字を消して使用すること	別記様式第３号 番　　号 年　月　日 ○○総合振興（振興）局長　様 市町村等の長 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）の施行について(申請) ○○地区において、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）を施行されたく、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第５の規定に基づき、次の書類を添えて申請します。 記 １　計画概要書（別記様式第４－１号、４－２号）※1 ２　事業費の負担区分及び負担金の納入方法等を記載した書面（別記様式第５号） ３　負担金納入についての確約を証する書面（別記様式第６号） ４　事業実施に係る議決があったことを証する書面※2 ５　造成施設の維持管理についての内諾を証する書面（別記様式第 15 号）※2※3 （新規） （新規） （新規） ６　事業実施地区の水田の利活用計画※4 ※1 基幹水利施設保全型の場合に添付すること。 ※2 施行申請者が土地改良区等の場合に添付すること。 ※3 基幹水利施設保全型（運用第２の６の(1)を除く）） ※4 排水対策特別型の場合に添付すること。 注　不要な文字を消して使用すること

改正後

別記様式第５号

事業費の負担区分及び負担金の納入方法等を記載した書面

１　事業費の予定額　　千円（　　年度単価）

２　負担区分の予定

区　　分	国(%)	道(%)	地元負担(%)		備考
			市町村負担	受益者負担	
（削除）					

３　負担金の納入方法

４　地元負担の予定基準

別記様式第６号

水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）に伴う負担金納入について

○○地区水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）に伴う負担金納入については、当該市町村等が負担することを確約します。

記

１　負担予定　　道営事業費の○○パーセント
２　納入期限　　○○（総合）振興局長が指定する期日とする。

年　　月　　日

北 海 道 知 事　様

市町村等の長

注　不要な文字を消して使用すること

現行

別記様式第５号

事業費の負担区分及び負担金の納入方法等を記載した書面

１　事業費の予定額　　千円（　　年度単価）

２　負担区分の予定

区　　分	国(%)	道(%)	地元負担(%)		備考
			市町村負担	受益者負担	
機能保全計画の策定					

３　負担金の納入方法

４　地元負担の予定基準

別記様式第６号

水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）に伴う負担金納入について

○○地区水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）に伴う負担金納入については、当該市町村等が負担することを確約します。

記

１　負担予定　　道営事業費の○○パーセント
２　納入期限　　○○総合振興（振興）局長が指定する期日とする。

年　　月　　日

北 海 道 知 事　様

市町村等の長

注　不要な文字を消して使用すること

改正後	現行
別記様式第７号 番　　号 年　月　日 市町村等の長　様 ○○（総合）振興局長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）○○地区の採択申請について （協議） このことについて、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第５の１の(2)、２の(2)、３の(2)、４の(2)、５の(2)又は６の規定により、保全整備事業計画書、水田の利活用計画、低炭素計画、流域治水推進整備計画又は作付転換整備計画を添付して協議します。 （○○部○○課○○係） 注　不要な文字を消して使用すること。 別記様式第８号 番　　号 年　月　日 ○○（総合）振興局長　様 市町村等の長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）○○地区 の採択申請に係る協議について（回答） 年　月　日付け番　号で協議のあったこのことについては、異存ありません。	別記様式第７号 番　　号 年　月　日 市町村等の長　様 ○○総合振興（振興）局長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）○○地区の採択申請について （協議） このことについて、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第６の１の(2)、２の(2)及び３の規定により、保全整備事業計画書又は水田の利活用計画を添付して協議します。 （○○部○○課○○係） 注　不要な文字を消して使用すること。 別記様式第８号 番　　号 年　月　日 ○○総合振興（振興）局長　様 市町村等の長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）○○地区 の採択申請に係る協議について（回答） 年　月　日付け番　号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

改正後

別記様式第９号

水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）採択申請書

番　　号
年　月　日

農政部長　様
（北海道知事　様
（○○（総合）振興局長経由））

○○（総合）振興局長
（市町村等の長）

○○年度において、次のとおり水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）を実施したいので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第５の１の(2)、２の(2)、３の(2)、４の(2)、５の(2)又は６に基づき、保全整備事業計画書、機能保全計画の概要、事業計画の概要、水田の利活用計画、低炭素計画、流域治水推進整備計画又は作付転換整備計画を添えて申請します。

記

地　区　名	事　業　内　容	事　業　費	備　　考
		千円	

（○○部○○課○○係）

注　不要な文字を消去して使用すること。
注　北海道以外の者が事業実施主体の場合、市町村等の長から北海道知事宛（総合振興（振興）局長経由）とする。
注　低炭素農業水利ステム構築型（予算補助：団体営ハード、ソフト）の場合、「第５の１の(2)、２の(2)、３の(2)、４の(2)、５の(2)又は６」を「第４の３の(1)」に、「保全整備事業計画書、機能保全計画の概要、事業計画の概要、水田の利活用計画、低炭素計画、流域治水推進整備計画又は作付転換整備計画」を「水利施設等保全高度化整備計画、低炭素計画又は省エネルギー化対策実施計画、機能保全計画の概要（長寿命化対策を併せて行う場合）」にそれぞれ置き換えて使用すること。
注　洪水調節機能強化型（洪水対策型）の場合、「第５の１の(2)、２の(2)、３の(2)、４の(2)、５の(2)又は６」を「第４の４の(1)」に、「保全整備事業計画書、機能保全計画の概要、事業計画の概要、水田の利活用計画、低炭素計画、流域治水推進整備計画又は作付転換整備計画」を「水利施設等保全高度化整備計画及び洪水調節機能強化計画」に、それぞれ置き換えて使用すること。

現行

別記様式第９号

水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）採択申請書

番　　号
年　月　日

農政部長　様
（北海道知事　様
（○○総合振興（振興）局長経由））

○○総合振興（振興）局長
（市町村等の長）

○○年度において、次のとおり水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）を実施したいので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第６の１の(2)、２の(2)及び３に基づき、保全整備事業計画書、機能保全計画の概要、事業計画の概要及び水田の利活用計画を添えて申請します。

記

地　区　名	事　業　内　容	事　業　費	備　　考
		千円	

（○○部○○課○○係）

注　不要な文字を消去して使用すること。
注　北海道以外の者が事業実施主体の場合、市町村等の長から北海道知事宛（総合振興（振興）局長経由）とする。
（新設）

注　洪水調節機能強化型の場合、「第６の１の(2) 、２の(2)及び３」を「第５の４の(1)」に、「保全整備事業計画書、機能保全計画の概要、事業計画の概要及び水田の利活用計画」を「水利施設等保全高度化整備計画及び洪水調節機能強化計画」に、それぞれ置き換えて使用すること。

改正後	現行
別記様式第 10 号 番　　号 年　月　日 市町村等の長　様 ○○（総合）振興局長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）○○地区 の計画の変更について（協議） このことについて、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第８の１の(1)及び６の(1)の規定により、変更後の保全整備事業計画書を添付して協議します。 （○○部○○課○○係） 注　不要な文字を消去して使用すること。 保全整備事業計画の変更に係る項目については、上段カッコ書きで変更前を記載すること。 別記様式第 11 号 番　　号 年　月　日 ○○（総合）振興局長　様 市町村等の長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）○○地区 の計画の変更に係る協議について（回答） 年　月　日付け番　号で協議のあったこのことについては、異存ありません。 注　不要な文字を消して使用すること。	別記様式第 10 号 番　　号 年　月　日 市町村等の長　様 ○○総合振興（振興）局長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）○○地区 の計画の変更について（協議） このことについて、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第９の１の(1)、３の(1)、４の(1)及び５の(1)の規定により、変更後の保全整備事業計画書を添付して協議します。 （○○部○○課○○係） 注　不要な文字を消去して使用すること。 保全整備事業計画の変更に係る項目については、上段カッコ書きで変更前を記載すること。 別記様式第 11 号 番　　号 年　月　日 ○○総合振興（振興）局長　様 市町村等の長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）○○地区 の計画の変更に係る協議について（回答） 年　月　日付け番　号で協議のあったこのことについては、異存ありません。 注　不要な文字を消して使用すること。

改正後	現行
別記様式第 12 号 番　　号 年　月　日 農政部長　様 ○○（総合）振興局長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）○○地区 の計画の変更について（協議） このことについて、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第８の１の(2)及び６の(2)の規定により、変更後の保全整備事業計画書を添付して協議します。 （○○部○○課○○係） 注　不要な文字を消して使用すること。 別記様式第 13 号 番　　号 年　月　日 ○○（総合）振興局長　様 農政部長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）○○地区 の計画の変更に係る協議について（回答） 年　月　日付け番　号で協議のあったこのことについては、異存ありません。 （○○局○○課○○係） 注　不要な文字を消して使用すること。	別記様式第 12 号 番　　号 年　月　日 農政部長　様 ○○総合振興（振興）局長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）○○地区 の計画の変更について（協議） このことについて、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第９の１の(2)及び５の(2)の規定により、変更後の保全整備事業計画書を添付して協議します。 （○○部○○課○○係） 注　不要な文字を消して使用すること。 別記様式第 13 号 番　　号 年　月　日 ○○総合振興（振興）局長　様 農政部長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）○○地区 の計画の変更に係る協議について（回答） 年　月　日付け番　号で協議のあったこのことについては、異存ありません。 （○○局○○課○○係） 注　不要な文字を消して使用すること。

改正後	現行
別記様式第 14 号 ○○年度　水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）実績報告書 番　　号 年　月　日 農政部長　様 ○○（総合）振興局長 ○○年○○月○○日付け第○○号で採択の通知があった水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）について、次のとおり事業を実施したので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第 13 の２により報告します。 以下省略	別記様式第 14 号 ○○年度　水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）実績報告書 番　　号 年　月　日 農政部長　様 ○○総合振興（振興）局長 ○○年○○月○○日付け第○○号で採択の通知があった水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）について、次のとおり事業を実施したので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第 14 の２により報告します。 以下省略

改正後

別記様式第 16 号

水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）採択申請書

番　　号
年　月　日

○○（総合）振興局長　様
（北海道知事　様
（○○（総合）振興局長経由））

市町村の長

○○年度において、次のとおり水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）を実施したいので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第４の１の(1)に基づき、保全整備事業計画書及び機能保全計画の概要を添えて申請します。

記

地　区　名	事　業　内　容	事　業　費	備　　考
		千円	

注　不要な文字を消して使用すること

注　基幹水利施設保全型（一体管理）の場合、市町村の長から北海道知事宛（（総合）振興局長経由）とする。

注　基幹水利施設保全型（一体管理）の場合、「第４の１の（1）」を「第４の１の（2）」に、「保全整備事業計画書及び機能保全計画の概要」を「保全整備事業計画書、機能保全計画の概要及び基幹水利施設管理強化計画」に、それぞれ置き換えて使用すること。

現行

別記様式第 16 号

水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）採択申請書

番　　号
年　月　日

○○総合振興（振興）局長　様
（北海道知事　様
（○○総合振興（振興）局長経由））

市町村等の長

○○年度において、次のとおり水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）を実施したいので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第５の３の(1)に基づき、保全整備事業計画書及び機能保全計画の概要を添えて申請します。

記

地　区　名	事　業　内　容	事　業　費	備　　考
		千円	

注　不要な文字を消して使用すること

注　基幹水利施設保全型（一体管理）の場合、市町村等の長から北海道知事宛（総合振興（振興）局長経由）とする。

注　基幹水利施設保全型（一体管理）の場合、「第５の３の（1）」を「第５の３の（2）」に、「保全整備事業計画書及び機能保全計画の概要」を「保全整備事業計画書、機能保全計画の概要及び基幹水利施設管理強化計画」に、それぞれ置き換えて使用すること。

改正後	現行
別記様式第 17 号 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）採択申請書 番　　号 年　月　日 農政部長　様 ○○（総合）振興局長 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）の採択について、市町村から次のとおり申請があったので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第４の１の（1）に基づき、保全整備事業計画書及び機能保全計画の概要を添えて提出します。 以下省略 別記様式第 18 号 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）採択通知書 第　　号 年　月　日 ○○（総合）振興局長　様 農政部長 ○○年○○月○○日付け第○○号で申請のあった次の地区について、事業の実施地区として採択したので通知します。 以下省略	別記様式第 17 号 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）採択申請書 番　　号 年　月　日 農政部長　様 ○○総合振興（振興）局長 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）の採択について、市町村等から次のとおり申請があったので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第５の３の（1）に基づき、保全整備事業計画書及び機能保全計画の概要を添えて提出します。 以下省略 別記様式第 18 号 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）採択通知書 第　　号 年　月　日 ○○総合振興（振興）局長　様 農政部長 ○○年○○月○○日付け第○○号で申請のあった次の地区について、事業の実施地区として採択したので通知します。 以下省略

改正後

別記様式第 19 号

水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）採択通知書

第　　号
年　月　日

市町村等の長　様
（○○（総合）振興局長経由）

○○（総合）振興局長
（北海道知事）

○○年○○月○○日付け第○○号で申請のあった次の地区について、事業の実施地区として採択されたので通知します。

記

地　区　名	事　業　内　容	事　業　費	備　　考
		千円	

（○○部○○課○○係）

注　不要な文字を消して使用すること
注　北海道以外の者が事業実施主体となり事業を実施する場合、北海道知事から市町村等の長宛（（総合）振興局長経由）とする。

現行

別記様式第 19 号

水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）採択通知書

第　　号
年　月　日

市町村等の長　様
（○○総合振興（振興）局長経由）

○○総合振興（振興）局長
（北海道知事）

○○年○○月○○日付け第○○号で申請のあった次の地区について、事業の実施地区として採択されたので通知します。

記

地　区　名	事　業　内　容	事　業　費	備　　考
		千円	

（○○部○○課○○係）

注　不要な文字を消して使用すること
注　北海道以外の者が事業実施主体となり事業を実施する場合、北海道知事から市町村等の長宛（総合振興（振興）局長経由）とする。

改正後	現行
別記様式第 20 号 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）計画変更承認申請書 番　　号 年　月　日 ○○（総合）振興局長　様 （北海道知事　様 （○○（総合）振興局長経由）） 市町村の長 ○○年○○月○○日付け第○○号で採択の通知があった水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）について、次のとおり保全整備事業計画書を変更したいので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第８の２の(1)により申請します。 記 地区名 / 事　業　内　容 / 事　業　費 / 備　　考 　 / 　 / 千円 / 　 　 / 　 / 　 / 　 注　北海道以外の者が事業実施主体の場合、市町村の長から北海道知事宛（（総合）振興局長経由）とする。 注　基幹水利施設保全型（一体管理）の場合、「第８の２の(1)」を「第８の３の(1)」に置き換えて使用すること。 注　低炭素農業水利システム構築型の場合、「保全整備事業計画書」を「水利施設等保全高度化整備計画及び低炭素計画又は省エネルギー化対策実施計画」に、「第８の２の(1)」を「第８の４の(1)」に置き換えて使用すること。 注　洪水調節機能強化型の場合、「保全整備事業計画書」を「水利施設等保全高度化整備計画及び洪水調節機能強化計画、流域治水推進計画」に、「第８の２の(1)」を「第８の５の(1)」に置き換えて使用すること。	別記様式第 20 号 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）計画変更承認申請書 番　　号 年　月　日 ○○総合振興（振興）局長　様 （北海道知事　様 （○○総合振興（振興）局長経由）） 市町村等の長 ○○年○○月○○日付け第○○号で採択の通知があった水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）について、次のとおり保全整備事業計画書を変更したいので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第９の２の(1)により申請します。 記 地区名 / 事　業　内　容 / 事　業　費 / 備　　考 　 / 　 / 千円 / 　 　 / 　 / 　 / 　 注　北海道以外の者が事業実施主体の場合、市町村等の長から北海道知事宛（総合振興（振興）局長経由）とする。 注　基幹水利施設保全型（一体管理）の場合、「第９の２の(1)」を「第９の３の(1)」に置き換えて使用すること。 （新規） 注　洪水調節機能強化型の場合、「保全整備事業計画書」を「水利施設等保全高度化整備計画及び洪水調節機能強化計画」に、「第９の２の(1)」を「第９の４の(1)」に置き換えて使用すること。

改正後	現行
別記様式第 21 号 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）計画変更承認通知書 番　　号 年　月　日 市町村の長　様 （○○（総合）振興局長経由） ○○（総合）振興局長 （北海道知事） ○○年○○月○○日付け第○○号で申請のあった○○地区に係る水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）の計画の変更については、承認します。 （○○部○○課○○係） 注　不要な文字を消して使用すること 注　北海道以外の者が事業実施主体の場合、北海道知事から市町村等の長宛（（総合）振興局長経由）とする。	別記様式第 21 号 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）計画変更承認通知書 番　　号 年　月　日 市町村等の長　様 （○○総合振興（振興）局長経由） ○○総合振興（振興）局長 （北海道知事） ○○年○○月○○日付け第○○号で申請のあった○○地区に係る水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：○○型）の計画の変更については、承認します。 （○○部○○課○○係） 注　不要な文字を消して使用すること 注　北海道以外の者が事業実施主体の場合、北海道知事から市町村等の長宛（総合振興（振興）局長経由）とする。
別記様式第 22 号 番　　号 年　月　日 農政部長　様 ○○（総合）振興局長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）○○地区の計画の変更について（協議） このことについて、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第８の２の(2)の規定により、変更後の保全整備事業計画書を添付して協議します。 （○○部○○課○○係） 注　不要な文字を消して使用すること	別記様式第 22 号 番　　号 年　月　日 農政部長　様 ○○総合振興（振興）局長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）○○地区の計画の変更について（協議） このことについて、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第９の２の(2)の規定により、変更後の保全整備事業計画書を添付して協議します。 （○○部○○課○○係） 注　不要な文字を消して使用すること

改正後	現行
別記様式第 23 号 番　　号 年　月　日 ○○（総合）振興局長　様 農政部長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）○○地区の計画の変更に係る協議について（回答） 年　月　日付け番　号で協議のあったこのことについては、異存ありません。 （○○局○○課○○係） 別記様式第 24 号 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）計画変更承認報告書 番　　号 年　月　日 農政部長　様 ○○（総合）振興局長 ○○年○○月○○日付け第○○号で採択の通知があった水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）について、次のとおり計画を変更したので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第８の２の(3)に基づき、変更後の保全整備事業計画書を添えて報告します。 以下省略	別記様式第 23 号 番　　号 年　月　日 ○○総合振興（振興）局長　様 農政部長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）○○地区の計画の変更に係る協議について（回答） 年　月　日付け番　号で協議のあったこのことについては、異存ありません。 （○○局○○課○○係） 別記様式第 24 号 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）計画変更承認報告書 番　　号 年　月　日 農政部長　様 ○○総合振興（振興）局長 ○○年○○月○○日付け第○○号で採択の通知があった水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）について、次のとおり計画を変更したので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第９の２の(3)に基づき、変更後の保全整備事業計画書を添えて報告します。 以下省略

改正後	現行
別記様式第 25 号 ○○年度　水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）実績報告書 番　　号 年　月　日 ○○（総合）振興局長　様 市町村の長 ○○年○○月○○日付け第○○号で採択の通知があった水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）について、次のとおり事業を実施したので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第 13 の 6 の(1)により報告します。 以下省略 別記様式第 26 号 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）実績報告書 番　　号 年　月　日 農政部長　様 ○○（総合）振興局長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）について、市町村から別添のとおり事業実績報告があったので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第 13 の 6 の(2)により報告します。 （○○部○○課○○係） 注　別記様式第 25 号の写しを添付する。 注　不要な文字を消して使用すること。	別記様式第 25 号 ○○年度　水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）実績報告書 番　　号 年　月　日 ○○総合振興（振興）局長　様 市町村等の長 ○○年○○月○○日付け第○○号で採択の通知があった水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）について、次のとおり事業を実施したので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第 14 の 3 の(1)により報告します。 以下省略 別記様式第 26 号 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）実績報告書 番　　号 年　月　日 農政部長　様 ○○総合振興（振興）局長 ○○年度水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：基幹水利施設保全型）について、市町村等から別添のとおり事業実績報告があったので、北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）実施事務取扱要領第 14 の 3 の(2)により報告します。 （○○部○○課○○係） 注　別記様式第 25 号の写しを添付する。 注　不要な文字を消して使用すること

改正後	現行
別記第 27 号様式 番　　号 年　月　日 ○○（総合）振興局長　様 市町村長等の長 農業水利施設省エネルギー化支援事業実績報告書 北海道水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業：低炭素農業水利システム構築型）実施事務取扱要領第４の５の(1)の規定に基づき、次の書類を添えて提出します。 記 １　農業水利施設省エネルギー化支援事業実績書（別記第 28 号様式） ２　農業水利施設省エネルギー化支援事業の助成に係る使途計画書（別記第 29 号様式）	（新設）

改正後

別記第 28 号様式　　【要件達成確認日：　　】

農業水利施設省エネルギー化支援事業実績書

1　施設整備事業の概要

事業名	地区名	事業主体名	都道府県名	市町村名	土地改良区名	調査等実施期間	事業実施期間	受益面積（ha）	総事業費（百万円）
						年～　年（　調査）	年～　年	ha	百万円
地域指定				事業概要					

2　農業水利施設省エネルギー化支援事業による助成対象事業費

施設名	管理者	施設整備の概要	工事実施期間	助成対象事業費	備考
			年～　年	百万円	
			年～　年	百万円	

3　助成対象経費限度額算定

区　分	総事業費（千円）ア	助成割合（%）イ	助成対象経費限度額（千円）ウ＝ア×イ
助成対象経費			

4　エネルギー消費効率改善の実績

	年度	年度	年度	年度	年度	年度
1	エネルギー使用量（原油換算 kl）					
2	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値					
3	エネルギー消費原単位［1÷2］	A	B	C	D	E
4	エネルギー消費原単位の変化率（%）		①＝（B÷A）	②＝（C÷B）	③＝（D÷C）	④＝（E÷D）
	原単位の平均変化率　（①×②×③×④）$^{1/4}$				%	
	直近２か年の原単位の推移				C≧D	D≧E

現行

（新設）

改正後	現行
別記第 29 号様式 農業水利施設省エネルギー化支援事業の助成に係る使途計画書 年　　月　　日 ○○（総合）振興局長　様 住所 氏名 水利施設等保全高度化事業実施要領別記１（事業の実施に係る共通運用）別表２の区分の欄の５の農業水利施設省エネルギー化支援事業の助成について、水利施設等保全高度化事業実施要領別記１（事業の実施に係る共通運用）第２の４に基づき、次のとおり使用する計画であることを報告します。 記	（新設）

事　　業　　名	
地　　区　　名	
助成の交付希望額	
助　成　の　使　途	

【繰上償還案件明細】　（金額単位：円）

区　　分		借入	決定番号	当初借入額	償還済額	借入残高	今回繰上償還予定額
１	農業基盤整備資金						
２	農業基盤整備資金						
３	農業基盤整備資金						

繰 上 償 還 予 定 日	

（注）１　繰上償還案件明細は支援事業の使途が農家負担金の繰上償還である場合に記入する。
２　１以外の使途に使用する時は、その使途内容に係る説明資料を添付する。
３　国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）と併せて農業水利施設省エネルギー化対策事業を実施する場合は、繰上償還案件明細の内容を適宜修正して使用すること。